

令和7年11月14日

資料1-1別添  
(審議会後確定版)

### 優先評価化学物質として指定することが適当であると結論が得られた物質一覧

評価単位	名称	人健康影響*			生態影響*			専門家による詳細評価により指定することが適当であるもの(判断基準)
		暴露クラス	有害性クラス	優先度	暴露クラス	有害性クラス	優先度	

【資料1-2】 優先度「高」として優先評価化学物質として指定することが適当であると結論が得られた物質

CAS登録番号 98-01-1	フルフラール	3	2	高				—
	アルキル(C=8~16、直鎖型)=D-グルコピラノシド又は(D-グルコピラナン(糖間の結合がグリコシド結合であるものに限る。)のアルキル(C=8~16、直鎖型)グリコシド)				3	2	高	—
CAS登録番号 110-86-1	ピリジン				4	1	高	—
CAS登録番号 2634-33-5	1, 2-ベンゾチアゾリン-3-オン				4	1	高	—

【資料1-2】 優先評価化学物質の指定根拠外項目の評価の結果、指定根拠を追加することが適当と結論が得られた物質

優先評価化学物質 通し番号 179	カリウム=ジエチルジチオカルバマート	2	3	高	優先評価化学物質 指定済 (平成27年4月1日)		—
-------------------------	--------------------	---	---	---	--------------------------------	--	---

【資料1-3】 専門家の詳細評価から優先評価化学物質として指定することが適当であると結論が得られた物質

CAS登録番号 1309-64-4	三酸化ニアンチモン	4	2	中			人健康影響に係る有害性 (判断基準IIの2)	
CAS登録番号 124-09-4	ヘキサン-1, 6-ジイルジアミン				5	3	低	環境中濃度による詳細評価 (判断基準Iの2)

【資料1-5】 デフォルトの有害性クラスを適用することで優先評価化学物質として指定することが適当であると結論が得られた物質

CAS登録番号 5413-60-5	トリシクロ[5. 2. 1. 0 <sup>2,6</sup> ]デカ-3-エン-8-イルニアセタート				4	1(デ フォル ト)	高	—
----------------------	---	--	--	--	---	------------------	---	---

※:指定根拠となる観点のみ暴露クラス、有害性クラス、優先度を記載。